

平成30年度 長野県食と農業農村振興審議会 欠席委員からの意見

○ 春日委員 (長野県農業協同組合中央会 専務理事)

〔農村産業法の県基本計画について〕

- ・人口減少や高齢化が進む中、都市地域では中心市街地の活性化、農村地域では優良農地の確保や、担い手への集積・集約化とともに、美しい景観の保全、地域資源を活用した観光地域づくり等が必要となっている。
- ・農村産業法に基づく計画策定にあたっては、インターチェンジの周辺など、平坦で条件の良い農地等がやみくもに転用されないよう、農業と導入される産業のバランスに十分配慮することが重要と考える。





平成29年度東京フォーラム講演要旨

# 農地中間管理事業と基盤整備事業の連携について



三浦 庄助  
秋田県農地中間管理機構  
（公益社団法人 秋田県農業公社）  
理事長

## 一、秋田県農業の現状と中間管理機構

秋田県は県内総生産に占める農業の割合、産業別就業者に占める農業就業人口の割合がいずれも全国上位で農業依存度が高く、特に、農業産出額に占める米の比率は、10年前に約70%、平成28年でも54%と米に大きく依存しており、米が県全体の農業生産額を左右する構造でした。米以外の品目の生産額も増加していますが、まだ比率は低い状況です。米の消費量は年々減少し、価格も長期的には下落傾向が見込まれるので、この米依存からの脱却が長年の課題でした。

県では、平成26年から4ヶ年のビジョンを策定し、担い手への集積率を平成24年の66%から今後10年間で90%まで増加させることとしています。平成25年に新たな法律ができて、国、県から明確な方針と支援策が出されたことから、秋田県では中間管理事業を活用した構造改革を進めるため、県農業公社の中枢に中間管理事業を据え、新たな部を設置して取り組むこととしまし

た。特に、農地の集積には基盤整備事業との連携が不可欠と考え、機構発足時から農地改良課を設け、県の土地改良OB職員3名を配置しました。このことが、現在、土地改良部門との連携が円滑に進んでいる要因と考えています。

## 二、農地中間管理事業による集積状況

生産現場で事業制度が浸透し始めたこと、あるいは担い手農家層の規模拡大志向により、平成28年度には機構で設定した計画目標3000haを超える、3120haの農地を担い手に集積・集約化することができ、国が公表した機構の新規集積面積の実面積では全国トップ、機構の寄与度では全国2位という成果を挙げることができました。平成29年度では、3000haの目標には届かず、7割程度に留まる見込みです。米の生産調整が30年産米から廃止され、農地の出し手側が様子見の状況であると考えられること、集積協力金の対象範囲・単価が縮小し優位性が減少したことが要因と考えられます。また、本県独自

の要因として、平場の地域では一定の集積が進んだため、集積が難しい中山間地が主体となってきたことがあげられます。

## 三、これまでの主な普及活動

### (一) 現地研修会

平成27年と29年度は全県1ヶ所ずつ、平成28年度は3ヶ所ずつ、それぞれテーマを設定し開催しました。制度の説明は少なくして、先進地域の代表者の事例報告と現地視察を中心に行っています。実際に集積に取り組んでいる地域の生の声を聞いてもらい、地元に戻ってから話し合いの参考にしてもらうことを目的に開催しています。

### (二) 視覚に訴えるPR活動

資料を読んでもらにくい高齢農家のため、視覚的に分かりやすいように、後ほどご覧いただくDVD映像や新聞広告、テレビ・ラジオコマーシャルなどを積極的に取り入れています。特にDVDの映像は、地元テレビ局に委託して作成し、市町村や農業団体に配布し、制度説明会や集落の話し合いなどに活用しています。

## (三) モデル地区の設定と現地相談員の配置

高齢な農家の方は、農地を貸すことに世間体などから抵抗感があります。そこで、モデル地区を設定し、農業委員会や役場あるいは農協のOBなど、地元事情に精通し、なおかつ人望のある方を現地相談員に委嘱し、出し手農家との個別の対応、やり取りなどを重点的に行っています。

## (四) モデル地区の定点観測

県立大学と連携し、モデル地区の経年変化の分析を今後の事業推進に役立てるとともに、学生に公社の業務を知ってもらう効果も期待しています。

## 四、基盤整備との連携の必要性

県機構は次の4点の理由から、基盤整備との連携を事業推進の柱に据えています。

### (一) 分散圃場の解消

秋田県では平成28年度まで毎年集積面積目標は達成したものの、1経営体あたりの圃地数が増加し、集約化とは逆行する現象が生じていることが明らかになってきました。小規模圃地を現状のまま貸し付けただけでは面積は拡大するものの経営にとってはマイナス要因です。そこで、経営面積の量的拡大である集積と経営耕地の面的拡大・圃地化が同時に達成できる、ほ場整備と一体的に集約に取り組むことを事業推進の柱としました。

### (二) 出し手農家の心理的負担の軽減

本県では、受け手農家の旺盛な需要に対して、出し手農家からの供

給面積不足が課題になっていきます。出し手農家の多くは、①零細でも農作業を継続し変化を望まないこと、②血縁者や知り合い以外への貸し出しに対する強い抵抗感、③先祖伝来の農地を荒らされることへの心配、④貸し出した未整備農地の借り手がないことへの心配、などの心理的負担があります。今後、出し手農地を少しでも増やしていくためには、これらの心配にきちんと応えていくことが必要となり、区画・形状の変更と換地により、従前地へのこだわりがリセットされるほ場整備を進めることにより、出し手農家の不安や心理的負担の軽減を図ることができると考え、基盤整備との連携に取り組んでいます。

(三) 中山間地での受け手の確保  
一方、中山間地では、農地条件の悪さから受け手が見つからず、集積がなかなか進んでいません。このため、県では市町村長が認定した条件不利農地を機構を活用して借り受けする経営体に対し、10a当たり1万円(2年目は50000円)を交付する支援事業を今年度から開始し、90経営体の約150haが支援対象となる予定です。支援事業と併せ、暗渠排水や区画拡大などの簡易な基盤整備を行うことにより、農地集積をバックアップしていく予定です。

(四) 米依存からの脱却  
県では、県内8つの地域ブロックにそれぞれ販売額1億円以上の大型園芸団地を形成し、品質・出荷量そして出荷期間についても、全国の他の産地に対抗できるような生産・

流通体制を整備することを目指し、基盤整備事業による面的整備と中間管理事業による農地集積、そして、県の補助による園芸メガ団地の整備という3点セットで取り組んでおり、「秋田型ほ場整備」と名付け、その拡大に努めております。この取り組みにより、夏場の枝豆や切り花のダリアでは、昨年、全国トップの出荷量を達成しております。

#### 五、具体的取組み事例

##### (一) 秋田型ほ場整備の展開

大仙市の中山中央地区は県の南部に広がる平場の純農村地帯ですが園芸メガ団地の整備と大区画化を併せて進めることにより、地域雇用の確保と米と園芸の複合経営を目指しています。地区全体の集積率は93%です。由利本荘市の鳥海平根地区は、排水不良で畑作物ができない区域でしたが、ほ場整備の実施により、米プラス大豆、りんどう、小菊などによる複合経営を目指している地区です。基盤整備を契機に新たに設立された法人に機構を通じて89%の農地を集積しています。秋田市の平沢地区は、大区画ほ場整備を契機に集落法人に農地を集積している地区で、映像ではダリアの団地が紹介されています。男鹿市五里合地区は、地下水位の高い10a区画の水稲単作地帯でしたが、200haを超える大区画ほ場整備を契機に、法人設立と併せて農地集積を進めています。秋田市岩見三内地区は、中山間地の排水不良農地でしたが、機構が実施主体となつて27年から2ヶ年にわたり農地耕作条件改善事業による暗渠排水

工事を行い、米、アスパラなどの複合経営を進めています。

##### (二) 土地改良区への業務委託の推進

本県では、これまで、農地及び農業者情報に精通した市町村等を中心に業務委託を実施してきました。しかしながら平成の大合併により大きな市と未合併の小規模町村が混在しており、市町村の体制や職員の数には大きな差があります。農協も広域化、統合の過程で、職員削減が進み、営農指導や農地業務などは極めて手薄な状態になっています。また、市町村の区域と農協の区域とのずれも生じており、市町村との連携や農家との関係、特に小規模農家との関わりが大変薄くなっている状況です。機構の農地集積業務について、全県一律の進め方ではきめ細かな対応は困難です。し、非効率な面も見られるようになってきました。そこで、農地集積の進め方を多様化し、例えば、基盤整備の機運の高まっている地区では土地改良区が中心となって進めるなど、地域にとつて最も効率的な、かつ短期間で成果を挙げ得る手法を取り入れていくべきだと考えました。これまでは、農地集積の現場対応は、市を中心として各農業団体が協力体制を組むこととしており、土地改良区はその中の1組織でした。しかし、地域によっては農地そのものに大きく関わっている土地改良区が中心となつて進めることが必要です。現地の、農地・人の情報に精通している土地改良区に、出し手・受け手の掘り起しや相談窓

口、調整業務を委託することによって、手薄となつている市町村や農協の担当窓口を補完することができ、効率的な業務推進を図ることができ、今年度はまだ4つの改良区ですが、今後、受け入れ態勢の整ったところから進めていくこととし、来年度は24の土地改良区に業務委託を予定しています。県内で先行している事例として、大館市では今年度から、1200haほどを管轄とする大館市土地改良区において、機構関連事業によるほ場整備の機運が高まりつつあることから、地元での話し合いなどについて業務委託契約を締結しております。

##### (三) 機構関連事業の取組み

秋田県では機構関連事業に期待し、その採択に向けて準備を進めています。改正法公布後、67回にわたる説明会を開催して理解を深めていますし、モデル地区等においても説明を行っています。説明を行った2地域については市町村からモデル地区の推薦があり、現地相談員を委嘱しました。機構関連事業については、県の集積目標達成のため中山間地域等で取組を推進し、機構関連事業の啓発を重点的に行うこと、土地改良区との業務委託を本格的に実施して連携を強化すること、条件不利地域の近傍土地改良区への編入を進めて整備後の維持管理体制を整備すること、などを対応方針として推進に努めているところです。